

○附属品検査申請（容器則）

根拠法令

- ・法第49条の2第1項 容器則第14条

適用

- ・バルブその他の容器の附属品で経済産業省令に定めるものの製造又は輸入をした者

必要書類

1. 附属品検査申請書（容器則様式第3）
2. 附属品が装置される容器に充填されるべき高圧ガスの種類及び圧力を記載した書面
3. 高圧ガスを一度充填した後、再度高圧ガスを充填することができないものとして製造された容器（以下「再充填禁止容器」という。）に装着する附属品については、その附属品が再充填禁止容器である旨を明らかにする書面
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）